

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全日本赤十字労働組合連合会から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 11 月 11 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

年末一時金等

平成 28 年 10 月 27 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所、北海道赤十字血液センター函館事業所（以上、北海道）、八戸赤十字病院（青森）、盛岡赤十字病院（岩手）、石巻赤十字病院（宮城）、秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び各事業所・出張所（以上、秋田）、福島赤十字病院（福島）、さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び各事業所・出張

所（以上、埼玉）、成田赤十字病院（千葉）、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院、大森赤十字病院（以上、東京）、相模原赤十字病院（神奈川）、富山赤十字病院、日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院（以上、富山）、山梨赤十字病院（山梨）、松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター及び各事業所・出張所、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院、下伊那赤十字病院（以上、長野）、伊勢赤十字病院、伊勢赤十字老人保健施設（以上、三重）、大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター（以上、滋賀）、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院（以上、京都）、大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園、高槻赤十字病院（以上、大阪）、兵庫県赤十字血液センター及び各事業所・出張所（以上、兵庫）、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県赤十字血液センター及び各出張所（以上、和歌山）、松江赤十字乳児院、松江赤十字病院、益田赤十字病院（以上、島根）、広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター及び各事業所・出張所（以上、広島）、山口赤十字病院（山口）、高松赤十字病院（香川）、高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び出張所（以上、高知）、福岡赤十字病院（福岡）、唐津赤十字病院（佐賀）、日本赤十字社長崎原爆病院、日本赤十字社長崎原爆諫早病院（以上、長崎）、大分赤十字病院（大分）、鹿児島赤十字病院（鹿児島）、沖縄赤十字病院（沖縄）